

学校だより

平成30年度 第10号

平成30年7月4日(水)



総社市立秦小学校

児童朝礼の校長講話 (7/2)

おはようございます。

7月になりました。1学期も残り約3週間です。健康に気をつけて毎日全員が登校できることを目標に頑張りましょう。



さて、今月の品格教育のテーマは「正直」です。してはいけないことをしたとき、人は「正直に言おうとする心」と「正直に言えない心」が綱引きをします。

例えば昼休みに教室で友だちと鬼ごっこをして走り回っていて、教室に置いてある花瓶をこわしてしまったとします。その時、友だちのひとりが「やばいな、早く逃げよう」、もうひとりの友だちも「だれも見ていないから、黙っていたら分からないよ」と言った時、自分はどうしますか？少し考えてみてください。正直に先生に報告すれば、叱られるのは分かっています。しかも友だちは「黙って逃げよう」と言っているのに、自分だけ「それはだめ、正直に先生へ言いに行こう」と言うのは、本当に勇気がいることです。

しかし、正直に本当のことを話さず、うそをつく、そのうそを通すためにさらにうそをつかなければなりません。

最初の段階で、叱られるのはいやだけど勇気を出して正直に本当のことを話せば、悪いことをしたことに對する注意は受けますが、「本当に正直な子どもたちだ」ということになり、最初の失敗によるマイナスポイントよりも、もっと大きなプラスポイントにつながります。

人はだれでも失敗をします。そして、自分にとって都合の悪いことはできるだけ隠したいと思う心はだれにでもあります。

皆さんには、うそをついてその場をごまかすのではなく、「失敗を正直に認める勇気」をもってほしいと思います。

そして、正直に生きることは、自分の心を明るくします。ひとりひとりが明るい心で、みんなと楽しく生活できるようにしましょう。

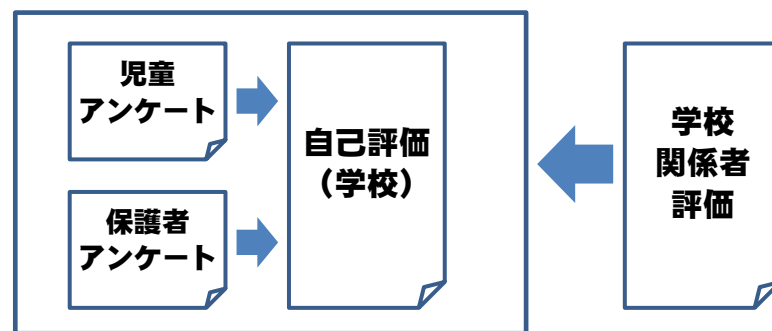


学校評価のための保護者アンケート

学校評価は、それぞれの学校が、自らの教育活動やその他の学校運営について継続的に改善を行っていくために必要なものです。また、学校が保護者や地域住民に対して説明責任を果たし、保護者、地域住民などが情報や課題を教職員と共有しながら学校運営に参画しその改善を進めていくものです。

児童・保護者対象のアンケートは、学校の自己評価を行う上で、目標等の設定・達成状況や取組の適切さ等について評価するためのものです。アンケートによる評価や、保護者等との懇談を通じて、授業の理解度や保護者・児童等がどのような意見や要望を持っているかを把握することが大切です。

そして、学校関係者評価は、保護者、学校評議員、地域住民等の学校関係者などにより構成された学校関係者評価委員会が、その学校の教育活動の観察や意見交換等を通じて、自己評価の結果について評価します。



児童・保護者アンケートは、7月と1月の年間2回実施します。7月は4月から取り組んできた中間評価になります。アンケートの項目は、秦小学校が今年度重点的に取り組んでいるものを中心にしています。

保護者アンケートを次のとおり配付、回収しますので、よろしく願います。なお、保護者アンケートは担任へご提出ください。

- ◇保護者アンケート配付 7月4日(水)
- ◇保護者アンケート回収期間 7月24日(火)まで

なお、児童・保護者アンケートは、夏休み中に集約、分析し年度後半の学校運営に活かしていきます。結果は9月の学校だよりでお知らせする予定です。

『愛の募金』ありがとうございました

今年度も『愛の募金』に、保護者・地域の皆さまから心温まる善意をお寄せいただき、誠にありがとうございました。

皆さまからお寄せいただいた募金(4,020円)は、岡山県手をつなぐ育成会でまとめられた後、県内の福祉事業のために有効に活用させていただきます。



参観日(7/3)ありがとうございました

1学期最後の参観日でした。多数の保護者の皆さまに授業参観をしていただいた後、救急救命法の研修、学級懇談、そして地区懇談会に参加していただきました。誠にありがとうございました。

学級懇談では、すべての学級で「いじめ」についてもう一度再確認させていただきました。

いじめの未然防止・早期発見・早期対応について

平成25年9月に施行された「いじめ防止対策推進法」では、いじめの防止は、子どもたちが安心して学習その他の活動に取り組むことができるように、学校の内外を問わずいじめがなくなるようにすることを目指しています。そして、学校及び学校の教職員は、在籍する子どもたちの保護者、地域住民、児童相談所その他の関係者と連携を図りつつ、学校全体でいじめの防止及び早期発見に取り組むとともに、いじめを受けていると思われるときは、適切かつ迅速にこれに対処する責任があります。

いじめの早期発見のためには、定期的に担任による教育相談を実施したり、終礼や職員会議を活用して、職員間で情報交換や対応を協議したりします。

いじめがあったことが確認された場合には、いじめをやめさせ、また再発防止のために、複数の教員によってスクールカウンセラー等の専門家の協力を得ながら、いじめを受けた児童への支援及び、いじめを行った児童に対する指導(保護者に対する助言)を継続的に行います。

いじめはどの学校においても起こりうるものだという認識のもと、いじめの起こらない学校づくりに子どもたちとともに頑張っていくつもりです。



授業参観(2年生)



授業参観(1年生)



学級PTA(5年生)



救急救命法(保護者、6年生)